（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

**第二十条**　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （法第百条の十第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定）<br>**第百十条**　法第百条の十第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次の各号に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。<br>一～五　（略）<br>六　削除<br>七～二十一　（略） | （法第百条の十第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定）<br>**第百十条**　法第百条の十第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次の各号に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。<br>一～五　（略）<br>六　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第二十条<br>七～二十一　（略） |

（国民年金法施行規則の一部改正）

**第二十一条**　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （法第百九条の十第一項第四十一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定）<br>**第百十五条**　法第百九条の十第一項第四十一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次の各号に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。<br>一～五　（略）<br>六　国民健康保険法第百十三条の二<br>七～十六　（略） | （法第百九条の十第一項第四十一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定）<br>**第百十五条**　法第百九条の十第一項第四十一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次の各号に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。<br>一～五　（略）<br>六　国民健康保険法第百三条の二及び附則第二十条<br>七～十六　（略） |

（社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

**第二十二条**　社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年厚生労働省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （法第六十三条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定）<br>**第三十三条**　法第六十三条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。<br>一～六　（略）<br>七　削除<br>八～二十三　（略） | （法第六十三条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定）<br>**第三十三条**　法第六十三条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。<br>一～六　（略）<br>七　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第二十条<br>八～二十三　（略） |